

調達の対象となる物品・役務及び障がい者就労施設等

1 調達の対象となる物品・役務

| 種別 | 区分 | 具体例 |
|----|-------------|--------------------------------|
| 物品 | 食料品 | パン、弁当、麺類、加工食品、菓子類、野菜、果物など |
| | 小物雑貨 | 衣服、身の回り品、装身具、刺繍品、ガラス製品、人形、花苗など |
| 役務 | 印刷 | ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、点字印刷など |
| | クリーニング | リネンサプライなど |
| | 清掃 | 清掃、除草作業など |
| | 情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こしなど |
| | 飲食店等の運営 | 売店、レストラン、喫茶店など |
| | その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・梱包、組立、印刷物折りなど |

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所等

| 区分 | 備考 |
|----------------|---|
| 生活介護事業所 | 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴・排泄・食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業所 |
| 障害者支援施設 | 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。） |
| 就労移行支援事業所 | 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所 |
| 就労継続支援A型・B型事業所 | 障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所 |
| 地域活動支援センター | 障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所 |

(2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

| 区分 | 備考 |
|---------------|---|
| 特例子会社 | 障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社 |
| 重度障がい者多数雇用事業所 | 障がい者を多数雇用している重度障がい者多数雇用事業所 (重度障がい者多数雇用事業所の要件) ①から③の要件を全て満たす事業所 ① 障がい者の雇用者数が5人以上 ② 障がい者の割合が従業員の20%以上 ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上 |

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

| 区分 | 備考 |
|----------|---------------------------------|
| 在宅就業障がい者 | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者 |
| 在宅就業支援団体 | 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体 |